

地域医療支援病院業務報告書

福医発事 76号

令和6年 9月 27日

広島県知事 様

管理者 住 所 福山市沖野上町4丁目14-17

名 称 独立行政法人国立病院 福山医療センター

氏 名 院長 稲垣 優

(押 印 省 略)

次のとおり地域医療支援病院の令和5年度の業務に関して報告します。

1 地域医療支援病院の名称

独立行政法人国立病院福山医療センター

2 所 在 地

福山市沖野上町4丁目14-17

3 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

		算定期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
地域医療支援病院紹介率 $\frac{A}{B}$	79.5%	地域医療支援病院逆紹介率 $\frac{C}{B}$	90.3%
算 出 根 拠	A：紹介患者の数		8,670人
	B：初診患者の数		10,910人
	C：他の病院又は診療所に紹介した患者の数		9,846人

備考1 「算定期間」欄は、報告年度の4月1日から3月31日までの日付を記入すること。

備考2 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考3 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考4 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

4 共同利用の実績

(1) 共同利用の範囲及び実績

区 分	共同利用を行った医療機関の延べ数	うち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数
医療機器	CT	335件
	MRI	274件
	シンチ	31件
	PET-CT	103件
		件
	計	743件
その他	開放病床5床	329件
		件
		件
	計	329件

備考5 「区分」欄は、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用を行ったものについて記入すること。

(2) 登録医療機関数及び名簿

施設数	内 訳		
	医科及び歯科の施設数	医科の施設数	歯科の施設数
61施設	61施設	60施設	1施設

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙1のとおり				

備考6 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

備考7 登録医療機関名簿は、様式に従って別紙として添付すること。

(3) 常時共同利用が可能な病床数

病床数	5床	当該病床の利用率	18.0%
-----	----	----------	-------

(4) 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規程の有無 有

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：

職 種：

備考8 共同利用に関する規程がある場合には、当該規程の写しを添付すること。なお、利用医師等登録制度とは、共同利用を行おうとする2次医療圏に所在する医療機関の登録制度をいう。

5 救急医療の提供の実績

(1) 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

[illegible]

(2) 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	5 床
専 用 病 床	床

備考 9 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

(3) 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
ICU(4床)	100 m ²	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動器、ペースメーカー、心電計、ポータブルX線撮影装置、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置、心電計モニター装置、経皮的酸素分圧監視装置	可(満床時は除く)
HCU(5床)	117 m ²	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動器、ペースメーカー、心電計、ポータブルX線撮影装置、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置、心電計モニター装置、経皮的酸素分圧監視装置等	可(満床時は除く)
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

(4) 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	2,259人 (1,278人)
上記以外の救急患者の数	1,728人 (647人)
合 計	3,987人 (1,925人)

備考10 それぞれの救急患者数については、前年度の延べ数を記入すること。括弧内には、それぞれの救急患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

(5) 救急用又は患者輸送用自動車

保有する救急用又は患者輸送用自動車	1台
-------------------	----

(6) 備考

救急告示病院 二次救急輪番病院

備考11 特定の診療科において、重症救急患者の受入れ体制を確保する場合には、その旨を記載すること。既に、「救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

6 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 研修の内容及び実績

ア 地域の医療従事者への実施回数	12回
イ アの合計研修参加者数	668人（うち院外の研修参加者 465人）

備考12 研修には、当該病院以外の地域の医師だけでなく他の医療従事者が含まれるものを記入すること。

備考13 イには、前年度の研修参加者の延べ数を記入すること。

備考14 研修の実績は、次の様式に従って、別紙として添付すること。（様式により難い場合は適宜修正すること。その場合も「研修参加者数」欄には院内、院外の別及び合計数を明記すること。）

開催日	演題・研修内容等	講師		研修参加者数		
		所属	氏名	院内	院外	計
別紙3のとおり						

(2) 研修プログラムの有無 有

(3) 研修委員会設置の有無 有

(4) 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
別紙4のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

備考15 研修指導責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

(5) 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
外来管理棟4階大研修室	317.9㎡	(主な設備) 音響設備、スクリーン、プロジェクター
外来管理棟4階小研修室1	60.57㎡	(主な設備) 音響設備、プロジェクター
外来管理棟4階小研修室2	61.7㎡	(主な設備) 音響設備、プロジェクター
医局カンファレンスルーム1	58.65㎡	(主な設備) パソコン(電子カルテ接続可)、プロジェクター、スクリーン、シャーカーテン
スキルアップ研修室	106.68㎡	(主な設備) シミュレーター

7 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

諸記録	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	事務部 医療事務室 電子カルテサーバー室	医事日誌、各診療日誌は年度別、その他は患者別
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室
	救急医療の提供の実績	地域医療連携室
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室
	閲覧実績	地域医療連携室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室

備考16 「分類方法」欄は、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名			
閲覧担当者氏名			
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室		
閲覧の手続の概要	窓口、電話等で申請		
前年度の閲覧件数	0件		
閲覧者の別	医師	0件	
	歯科医師	0件	
	地方公共団体	0件	
	その他	0件	

備考17 「前年度の閲覧件数」欄は、総延べ数を記入すること。

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委員会における議論の概要	
地域医療確保のため必要な支援に係る業務に関し、地域医療支援病院の管理者が行うべき事項について、その現状と取り組みの状況、実績について報告し、「特に問題なし」との回答を得た。	

10 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口、相談室、がん相談支援センター
主として患者相談を行なった者	地域医療連携係長、退院調整看護師、医療ソーシャルワーカー、がん相談担当看護師
患者相談件数	3, 118件
患者相談の概要	
退院・転院に関する相談（在宅ケア等） 諸制度（介護保険、身体障がい者手帳等）利用に関する相談 受診、受療に関する相談（療養、症状、かかりつけ医紹介等） 経済的問題に関する相談（診療費、生活費等） 心理、社会的問題に関する相談（生活上の問題、家族関係の悩み等） がんの病態、緩和医療、標準的治療、告知、抗がん剤の副作用等に関する相談 セカンドオピニオンに関する相談（受診の方法、受診が可能な医療機関の紹介等） フィブリノーゲン、インターフェロン助成に関する相談 カルテ開示の相談 苦情の相談	

備考 18 「患者相談の概要」欄は、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮した記載を行うこと。

11 その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

(1) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・評価を行った機関名，評価を受けた時期 日本医療機能評価機構、令和2年2月受審（令和2年6月認定）	

(2) 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・情報発信の方法，内容等の概要 ホームページや広報紙での掲示	

(3) 退院調整部門

退院調整部門の有無	有
・退院調整部門の概要 後方病院へ退院の促進を行う。	

(4) 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	有
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 ホームページに連携医療機関を掲載したり、積極的に新規連携先確保に向け相手方医療機関を訪問、または担当者と連絡を行ったりしている。	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 地域医療支援病院紹介率が 65%以上であるが、承認要件の「地域医療支援病院紹介率が 65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が 40%以上であること」に該当しない病院にあつては、承認後 2 年間で地域医療支援病院紹介率 80%を上回るとするための具体的な年次計画を併せて提出すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(別紙1) 登録医療機関

	医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関
1	あいたに整形外科	相谷 哲朗	福山市川口町4丁目13-10	整形外科	無
2	いぐちクリニック	井口 敬一	福山市沖野上町6丁目11-24	内科	無
3	いそだ病院	磯田 健太	福山市松浜町1丁目13-38	内、外、整、胃、麻、肛	無
4	おおもとウィメンズクリニック	大本 裕之	福山市水呑町三新田2-27	婦人科	無
5	かねもり婦人科クリニック	兼森 博章	福山市南本庄3丁目2-6	産婦人科	無
6	クリニック和田	齋藤 逸郎	福山市多治米町2丁目14-12	内科、消化器科、小児科	無
7	にしえクリニック	西江 学	福山市宝町5-25	内科、胃腸内科、外科、肛門外科	無
8	まつなが産婦人科	松永 天	福山市三吉町3丁目3-23	産婦人科	無
9	まつもりファミリークリニック	松森 秀之	福山市本庄中1丁目2-13	内、消、外、整	無
10	まるやまホームクリニック	丸山 典良	福山市南蔵王町6-27-26ニューカモメマンション102	内、消、呼、循	無
11	みつふじ小児科	桜井 一枝	福山市川口町2丁目22-11	小児科	無
12	もりかわ内科クリニック	森川 民也	福山市東手城町1丁目3-11	内科、消化器科	無
13	もりもと皮膚科クリニック	森本 謙一	福山市多治米町5丁目23-30 2F	皮膚科	無
14	井上病院	井上 文之	福山市東深津町3丁目23-46	呼吸器外科、外科	無
15	岡田クリニック	岡田 博文	福山市水呑町三新田2丁目233	外科、内科	無
16	原内科医院	原 良太郎	福山市南手城町4丁目1-6	内科	無
17	幸の鳥レディースクリニック	ささ山 高宏	福山市春日町1丁目7-14	産婦人科	無
18	広岡整形外科	廣岡 邦彦	福山市南手城町1-9-25	整形外科	無
19	高橋歯科・整形外科	高橋 秀次	福山市新涯町3-1-26	整形外科	無
20	黒瀬クリニック	黒瀬 承平	福山市三吉町南1丁目11-15	外科、内科	無
21	佐藤内科胃腸科	佐藤 理	福山市野上町1丁目4-2 藤野ビル2F	内科、胃腸科	無
22	細木小児科	細木 瑞穂	福山市港町2-11-1	小児科	無
23	山陽病院	辰川 匡史	福山市野上町2丁目8-2	内、外、整、泌	無
24	耳鼻咽喉科 東手城医院	平木 信明	福山市東手城町1-3-11	耳鼻咽喉科・アレルギー科	無
25	住吉ふじい病院	角南 博	福山市住吉町4-1	循環器科	無
26	小林医院	小林 道男	福山市水呑町2030-3	内科、小児科	無
27	小林病院	小林 芳人	福山市春日町7丁目1-18	内、神内、呼、小、耳、放	無
28	沼隈病院	檀谷 鞠子	福山市沼隈町中山南469-3	内、外、整、婦、形、麻、耳	無
29	森近内科	森近 茂	福山市西深津町4丁目2-50	内科、消化器科	無
30	森田内科クリニック	森田 竹千代	福山市南蔵王町6-4-13	内、消、循、呼、アレルギー科	無
31	仁愛内科クリニック	平櫛 恵太	福山市多治米町5丁目23-30-202	内科	無
32	瀬尾クリニック	瀬尾 一史	福山市松永町5丁目2-2	泌尿器科、内科	無
33	西町クリニック耳鼻咽喉科	堀内 譲治	福山市西町2丁目5-6	耳鼻咽喉科	無
34	西福山病院	杉原 陸登	福山市松永町340-1	外科、胃腸科、肛門科	無
35	青葉台クリニック	金子 克彦	福山市青葉台1-11-20	外科	無
36	石田内科循環器科	増山 和彦	福山市東川口町4丁目9-12	循環器内科	無
37	前原病院	前原 敬悟	福山市手城町1丁目3-41	内科、放射線科	無
38	大石病院	大石 典彦	福山市川口町1-7-15	外科、整形外科、内科	無
39	大田記念病院	大田 泰正	福山市沖野上町3-6-28	脳神経外科	無
40	池田医院	池田 純	福山市新市町戸手2121-1	内科、放射線科	無
41	竹内耳鼻咽喉科	竹内 亘	福山市春日町7丁目14-26	耳鼻、消化器、アレルギー科	無
42	中川整形外科医院	中川 洋	府中市中須町77	整、形、皮、麻、リハ、リウ	無
43	猪原「食べる」総合歯科医療クリニック	猪原 健	福山市多治米町5-28-15	歯科・リハビリテーション科	無
44	長外科胃腸科医院	長 誠司	福山市駅家町法成寺4-1	内、外、整、皮、胃、肛	無
45	田川内科医院	田川 真也	福山市高西町1丁目7-30	内科	無
46	島谷病院	島谷 英明	福山市新涯町2丁目5-8	外科	無
47	藤井内科胃腸科呼吸器科	藤井 秀雄	福山市南手城町2丁目6-18	内科	無
48	藤本外科胃腸科肛門科クリニック	藤本 英雄	福山市御門町3丁目9-23	外科、胃腸科、肛門科	無
49	徳永医院	徳永 敬	福山市鞆町鞆911	外科、内科	無

	医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関
50	日野ホームクリニック	日野 一成	福山市御門町3-3-15	内、小	無
51	梅田クリニック	梅田 直人	福山市東深津町1丁目11-10	形成外科、皮膚科	無
52	福山記念病院	永井 正浩	福山市港町1丁目15-30	外、内、整、脳、泌、リ	無
53	福山循環器病院	向井 省吾	福山市緑町2-39	循環器内科、心臓血管外科	無
54	福田内科小児科	福田 健	福山市瀬戸町長和185-3	内科、小児科	無
55	平木耳鼻咽喉科医院	平木 真滋	福山市今津町4丁目1-20	耳鼻咽喉科	無
56	法宗医院	金吉 亜紀子	福山市伊勢丘5丁目6-1	外科、胃腸科	無
57	卜部耳鼻咽喉科医院	卜部 吉博	福山市霞町2丁目2-3	耳鼻咽喉科	無
58	堀病院	宇高 毅	福山市沖野上町3-4-13	耳鼻咽喉科・気管食道科	無
59	木下メディカルクリニック	木下 雅晴	福山市沼隈町大字草深1711	外科、胃腸科、整形外科	無
60	有木医院	有木 則文	福山市本町1-1-103	胃腸科、外科、アレルギー科	無
61	和田胃腸科皮膚科クリニック	和田 玄	福山市今津町2丁目3-18	胃腸科、外科	無

(別紙 2)

(1) 重症救急患者の受入に対応できる医療従事者の確保状況

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
2	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
3	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
4	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
5	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
6	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
7	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
8	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
9	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
10	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
11	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
12	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
13	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
14	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
15	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
16	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
17	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
18	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
19	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
20	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
21	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
22	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
23	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
24	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
25	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
26	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
27	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
27	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
28	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
29	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
30	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
31	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
32	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
33	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
34	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
35	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
36	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
36	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
37	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
38	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
39	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
40	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
41	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
42	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
43	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
44	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
45	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
46	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
47	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
48	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
62	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
63	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
64	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
65	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
66	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
67	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
68	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
69	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
70	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
71	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
72	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
73	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
74	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
75	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
76	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
77	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
78	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
79	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
80	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
81	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
82	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
83	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
84	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	週35時間	
85	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
86	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
87	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
88	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
89	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
90	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
91	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
92	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
93	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
94	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
95	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
96	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
97	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
98	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
99	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
100	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
101	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
102	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
103	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
104	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
105	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
106	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
107	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
108	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
109	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
110	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
111	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
112	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
113	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
114	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
115	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
116	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
117	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
118	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
119	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
120	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
121	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
122	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
123	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
124	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
125	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
126	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
127	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
128	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
129	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
130	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
131	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
132	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
133	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
134	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
135	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
136	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
137	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
138	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
139	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
140	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
141	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
142	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
143	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
144	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
145	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
146	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
147	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
148	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
149	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
150	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
151	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
152	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
153	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
154	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
155	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
156	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
157	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
158	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
159	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
160	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
161	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	
162	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	週38.75時間	

(別紙3)

開催日	演題・研修内容等	講師		研修参加者数		
		所属	氏名	院外	院内	計
R5.5.18	地域医療連携のつどい			189	51	240
R5.7.26	HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業 研修会			14	10	24
R5.8.3	連携充実加算・特定薬剤管理加算2算定対応令和5年度第1回研修会			48	0	48
R6.8.4	小児科CPC			7	10	17
R5.9.22	リハビリテーション勉強会			25	15	40
R5.10.1	緩和ケア研修会			7	10	17
R6.2.3	市民公開講座			65	54	119
R6.2.16	連携充実加算・特定薬剤管理加算2算定対応令和5年度第2回研修会			65	0	65
R6.2.17	小児科CPC			9	11	20
R6.2.28	シームレス研究会			オンライン開催		
R6.3.1	オープンカンファレンス			6	39	45
R6.3.6	出前講座			30	3	33

(別紙4)

(4) 研修指導者

	研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
1		医師	内科		48年	
2		医師	耳鼻咽喉・頭頸部外科		41年	
3		医師	整形外科		41年	
4		医師	循環器内科		39年	
5		医師	皮膚科		39年	
6		医師	外科		38年	
7		医師	産婦人科		38年	
8		医師	放射線科		38年	
9		医師	放射線科		37年	
10		医師	乳腺・内分泌外科		36年	
11		医師	放射線科		36年	
12		医師	外科		33年	
13		医師	精神科		33年	
14		医師	内科		33年	
15		医師	整形外科		32年	
16		医師	消化器内科		31年	
17		医師	小児科		31年	
18		医師	外科		28年	
19		医師	乳腺・内分泌外科		28年	
20		医師	放射線科		28年	
21		医師	外科		27年	
22		医師	耳鼻咽喉・頭頸部外科		27年	
23		医師	呼吸器外科		26年	
24		医師	外科		25年	
25		医師	呼吸器内科		25年	
26		医師	泌尿器科		25年	
27		医師	循環器内科		24年	
28		医師	形成外科		23年	
29		医師	外科		23年	
30		医師	消化器内科		23年	
31		医師	消化器内科		23年	
32		医師	麻酔科		23年	
33		医師	感染症内科		22年	
34		医師	外科		22年	
35		医師	小児科		22年	
36		医師	整形外科		22年	
37		医師	泌尿器科		22年	
38		医師	外科		20年	
39		医師	消化器内科		20年	
40		医師	小児外科・小児泌尿器科		20年	
41		医師	呼吸器内科		19年	
42		医師	小児科		19	
43		医師	消化器内科		18	
44		医師	小児科		17	

	研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
45		医師	呼吸器外科		14	
46		医師	麻酔科		10	

独立行政法人国立病院機構福山医療センター
施設・設備等の共同利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構福山医療センター（以下「当院」という。）の有する施設及び設備（以下「共同利用施設」という。）を地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）が共同利用することにより地域における保健・医療・福祉関係との間で地域医療の円滑な運営を図り相互に医学の研鑽と包括的で一貫性のある医療を提供することを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程に基づき共同利用施設の利用ができる者（以下「利用者」という。）は地域の医師等のうち当院に登録申請を行い、登録証を交付された者とする。

2 独立行政法人国立病院機構福山医療センター開放病床運営規程第4条に定める「登録医」は前項に定める利用者とみなす。

3 福山・府中二次保健医療圏において医師、歯科医師、薬剤師、看護師などが組織する団体の構成員は団体の代表者の依頼により第一項に定める利用者とみなす。

(利用について)

第3条 当院の共同利用施設を利用しようとする者は、病院長に申請しあらかじめ許可を得るものとする。また、利用に当たっては病院規則を守るとともに病院内において所定の診療衣を着用し、名札をつけるものとする。

(共同利用施設の種類)

第4条 共同利用できる共同利用施設は次のとおりとする。

1 病床（開放型病床、救急病床）

利用者のうち医師は、紹介した患者に対して患者及び担当医の了承のうえ診療録や検査結果等を閲覧し、診療状況を把握し患者の状態を観察することができる。

2 手術室

3 大型医療機器（PET-CT、CT、MRI、RI）

4 研修室、会議室

5 図書室

6 地域医療連携室

(担当者)

第5条 当院の施設、設備を共同利用する利用者、医療機関との連絡、調整、共同利用に関する協議及び情報の提供など制度の円滑な運営のため当院地域医療連携室に担当者を置く。

2 共同利用に関わる担当者は地域医療連携係長の職にある者とする。

(付属施設の利用)

第6条 利用者は、当院内の指定する控室及び駐車場を利用することができるものとする。

(共同利用に関する協議)

第7条 当院の共同利用施設の有効かつ円滑な共同利用を推進するために必要な事項は独立行政法人国立病院機構福山医療センター地域医療支援病院委員会において協議するものとする。

附則 この規程は、平成18年9月1日から施行する。

平成29年4月1日改訂

平成30年7月1日改訂

福山医療センター開放病床関係規程

① 開放病床運営規程

② 開放病床運営委員会規程

③ 開放病床運営要領

④ 開放病床利用の手引き

様式 1 登録医申請書

様式 2 登録医証

様式 3 入院手順図

様式 4 出勤簿

様式 5 開放型病院共同指導実施票

様式 6 開放病床ご入院の皆様へ

開放病床運営規程

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構福山医療センター（以下、「病院」という）と福山医師会（以下、「医師会」という）との連携協議により病院内に開放病床を設置して、相互に医学の研鑽を図り、包括的で一貫性のある安全で良質な医療を地域住民に提供することを目的とする。

(開放病床)

第2条 本規程における開放病床とは、第4条による登録医が自ら病院に届出入院をさせた患者に対して、診療及び指導を病院医師と共同し行うことのできる病院内病床をいう。

(運営委員会)

第3条 開放病床を効率的かつ円滑に運営するため、独立行政法人国立病院機構福山医療センター開放病床運営委員会（以下、「運営委員会」という）を設置する。

(登録医)

第4条 開放病床を利用しようとする医師会会員は、登録医申請書（様式1）を作成し、医師会長の推薦を経て病院長に提出するものとする。

2 病院長は前項の申請があったときは承認し、承認後最初に開催される運営委員会に報告するものとする。病院長は、登録を承認された医師（以下、「登録医」という）に対し登録医証（様式2）を交付するものとする。

3 登録の期間は1年間とする。なお、期間の更新については、年度更新とし、病院及び登録医双方に異存のない場合は自動更新とし、登録を承認されたものとして登録医証を交付するものとする。ただし、病院長または医師会長が不適当と判断した場合は、運営委員会に諮り登録を取り消すことができるものとする。

(診療)

第5条 登録医は、別に定める独立行政法人国立病院機構福山医療センター開放病床運営実施要領により、自己の届出入院させた患者の診療及び指導を病院担当医師と共同し行うものとする。

(その他)

第6条 開放病床に関する問い合わせは、独立行政法人国立病院機構福山医療センター 地域医療連携室で対応するものとする。

第7条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て病院長が定めるものとする。

附 則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

平成18年7月6日改訂

平成26年10月1日改訂

開放病床運営委員会規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構福山医療センター開放病床運営規程第3条に基づく独立行政法人国立病院機構福山医療センター開放病床運営委員会（以下、「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長1名、副院長2名、委員13名をもって組織とする。

2 委員長には福山医療センター院長、副委員長には福山市医師会長及び福山医療センター副院長をあてるものとする。

3 委員には、次の者をあてるものとする。

一 病院側 9名：地域医療連携部長・開放病床医長・開放病床副医長
副看護部長・開放病床師長（2名）

経営企画室長・専門職・地域医療連携係長

二 登録医側 4名：開放病床主任（福山市医師会より2名）

開放病床主任（松永沼隈地区医師会より1名）

開放病床主任（府中地区医師会より1名）

(委員会)

第3条 委員会は、原則として年1回開催するものとする。

2 委員長が必要と認めたときには、臨時会を開催することができるものとする。

3 委員長は、委員会を招集しその議長となるものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときにはその職務を代行するものとする。

5 委員会は、必要の場合には委員以外のものの出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、開放病床の運営管理に関する事項を審議検討するものとする。

第5条 委員会の庶務は、福山医療センター企画課において処理する。

(その他)

第6条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て病院長が定めるものとする。

附 則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

平成17年7月26日改訂

平成18年7月6日改訂

平成19年8月2日改訂

平成21年2月5日改訂

平成26年10月1日改訂

平成28年4月1日改訂

開放病床運営要領

(開放病床の編成)

- 第1条 開放病床は、内科系病棟、外科系病棟、産科・婦人科病棟、小児科病棟とする。
- 2 病院長は、開放病床の円滑な運営を図るため、病院内の医師を開放病床医長及び開放病床副医長に指名するものとする。
- 3 福山市医師会長が、登録医の中から開放病床代表及び副代表を各1名指名するものとする。

(患者の入院、退院)

- 第2条 登録医は、自己の診察した患者を開放病床に入院させようとするときは、開放病床を利用する旨を明記した診療情報提供書を病院長に提出し承認を受けるものとする
- 2 病院長は、開放病床に収容する患者（以下、「開放病床患者」という）の担当医（以下、「担当医」という）を指名し登録医に連絡するものとする。
- 3 開放病床患者は、病院長に入院申込書を提出するものとする。
ただし、待遇、取り扱いは、他の患者と同様とする。
- 4 入院期間は原則2週間以内とする。
- 5 退院の決定は、担当医及び登録医が相互に協議し、病院長に報告するものとする。

(診療)

- 第3条 開放病床患者に関する診察は、病院長の管理のもと
- 2 登録医の診察は、担当医及び登録医が相互に協議して行うものとする。
- 3 担当医との意見交換は、直接行うものとする。

(登録医の責任)

- 第4条 登録医は、病院規則を守るとともに病院内においては所定の診療衣を着用し、名札をつけるものとする。
- 2 登録医の故意または重大な過失により病院に損害を与えたときは、登録医は賠償の責任をおわなければならない。
- 3 登録医は、病院が開催する学術的会合に出席し生涯教育の研鑽に努めるものとする。
- 4 登録医は、病院内医師の教育に積極的に参加、協力するものとする。
- 5 登録医は、個人情報保護法を遵守しなければならない。

(連絡会及び研修会)

- 第5条 登録医及び開放病床の関係者は、必要の都度連絡会及び症例検討会の研修会を開催するものとする。
- 2 前項の連絡会及び研修会は、開放病床医長、開放病床代表を世話人として行うものとする。

(付属施設の利用)

- 第6条 登録医は、病院内の指定する控室、カンファレンス室、図書室及び駐車場を利用することが出来るものとする。

(その他)

第7条 本要領に定めない事項については、病院の他の病床の例によるものとする。

附 則 本要領は、平成17年6月1日から施行する。

平成19年8月2日改訂

平成26年10月1日改訂

独立行政法人 国立病院機構

福山医療センター

開放病床利用の手引き

福山医療センター

福山市医師会

(平成 17 年 6 月 1 日)

(平成 19 年 8 月 2 日改訂)

(平成 26 年 10 月 1 日改訂)

I. 登録医

1. 登録医になろうとする医師会会員は、登録医申請書（様式1）を所属医師会長経由（会長の推薦）にて病院長に提出してください。
2. 登録医の申請は、何科の医師でもできます。
また、保険指定医の兼務届は必要といたしません。
3. 登録医に対し、病院長から登録医証（様式2）を交付いたします。
なお、登録期間は1年間とし、病院、登録医双方に異存がなければ年度更新を行い登録医証を発行する。
4. 登録医としての留意事項は、次の通りです。
 - 1) 病院の駐車場を利用することができます。
駐車場は有料となっていますが、お帰りの際、登録医控室に無料券を用紙していますのでご利用ください。
 - 2) ご来院の際には、登録医控室で出勤簿（様式4）に押印し、併せて来院時間及び帰院時間を記入してください。
 - 3) 登録医控室には、次の備品を設置していますので、共同でご利用ください。
 - (1) 更衣ロッカー、机、椅子
 - (2) 白衣
 - (3) 登録医の名札
 - (4) 出勤簿
 - (5) 登録医ノート登録医控室で白衣に着替え、名札を付けて病棟へ行ってください。
なお、登録医控室は終日開放しているため、貴重品の保管については管理上責任を負いかねますので、各自で保管するようにお願いします。
 - 4) 各スタッフ・ステーションには、備品（聴診器等）を設置しております。
開放病床の病棟に入る場合は、スタッフ・ステーションで来院を教えてください。
 - 5) 診察は、病室もしくは診察室にて行ってください。
 - 6) 開放型病院共同指導（I）のゴム印が押された、病院の診療録（医師記録用紙 入院2号紙）に日付を入れ、診察の事実（特に患者の指導を行った事実）を記載しサインしてください。なお、自院の同患者の診療録にも指導内容を必ず記載してください。記載は、原則として日本語を使用してください。
 - 7) 薬剤、検査項目の指示は担当医にご相談ください。
 - 8) 登録医は、担当医と連絡・連携し診察にあたるよう努めてください。
 - 9) 病棟及び担当医についての要望は、直接伝えてください。
 - 10) 開放病床における登録医の診察時間は担当医と協議してください。
 - 11) 患者急変の場合
時間外は、状況に応じ当直医または担当医から登録医に連絡します。
 - 12) 必要に応じ症例検討会を担当医・登録医・当院医師・その他の登録医・看護師等が参加して実施します。
 - 13) 登録医は、院内医師の教育に積極的に参加・協力してください。
 - 14) 患者死亡の場合は、担当医と登録医は遺族より解剖の承諾を得るよう努めてください。
 - 15) 登録医は、病院の諸規則及び手引きを遵守してください。

Ⅱ. 入院手続き（様式3の入院手順図をご参照ください）

1. 登録医は、開放病床を利用する旨を明記した診療情報提供書を地域医療連携室へFAXで送信してください。

電話 （084）922-9951（地域医療連携室直通）

FAX （084）922-2411（地域医療連携室直通）

地域医療連携室から登録医へ入院の可否及び入院日時をFAXで送信します。

2. 入院時間は、原則として8時30分～14時までをお願いします。

3. 時間外入院の場合

平日17時15分以降、土日・祝日の緊急入院の場合は、救急の紹介患者として取り扱います。

なお、病状改善後は担当医と登録医で開放病床へ収容するか協議します。

Ⅲ. 退院

1. 退院は、担当医と登録医が協議し決定してください。
2. 退院までに退院時の整理を担当医と登録医は共同し行い、退院時サマリーを完成させ、1部登録医で保管してください。

Ⅳ. 開放型病院共同指導料の請求

（登録医）

1. 入院が決定したら事前に「開放病床共同指導料（Ⅰ）」の自己負担金は、高額療養費自己負担分の枠外となるので、患者へその旨を必ず説明してください。
2. 「開放型病院共同指導料（Ⅰ）」は、病院医事より送付した開放型共同指導実施票（様式5）に基づいて、診療報酬請求をしてください。

（病院）

1. 入院時に開放型病院共同指導料の説明として、案内状（様式6）を患者に配布します。
 2. 毎月末、当該月の退院分及び入院中の開放病床患者の開放型共同指導実施票（様式5）を作成し、翌月初旬に登録医に送付します。
 3. 「開放型病院共同指導料（Ⅰ）」に対する患者自己負担分は病院が代わって徴収し、後日、登録医に支払います。
- なお、領収書の交付及び支払方法については、所属医師会と協議のうえ実施します。

Ⅴ. 開放病床における業務、その他の事項

1. 対象患者は、登録医が診察に基づき入院させ、開放病床での診察と指導を行うことができる患者です。
2. 登録医は担当医と協力し診察及び指導を行うため、開放病床をご利用してください。
3. 病床の管理は、病棟看護師長が行います。
4. 開放病床患者は、担当医と登録医が協議のうえ、必要に応じクローズドの病室に転出させることができます。
5. 患者が開放病床に入院次第直ちに診察を行い、初期治療を開始します。
6. 「登録医ノート」を登録医控室に備えてしますので、登録医の方々の意見及び要望を自由に記載し活用してください。
7. ご不明な点は、地域医療連携室にお尋ねください。

登録医番号	
登録年月日	令和 年 月 日

登 録 医 申 請 書

私は、福山医療センターの開放病床の登録医となることを希望するので、登録をお願いします。

令和 年 月 日

福山医療センター院長 殿

申請者氏名

医師



ふりがな 氏 名	男 女	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 生	
住 所		電 話	
病 院 又は 診 療 所	名 称		
	所 在 地		
	電 話	開設年月	
	主な診療科名		
保 険 医 登 録 番 号		登録希望 診 療 科	

上記の者を、福山医療センターの開放病床の登録医として推薦します。

令和 年 月 日

推薦者



第

号

登 録 医 証

殿

貴殿は、福山医療センター解放病床を利用する登録された
医師であることを証します。

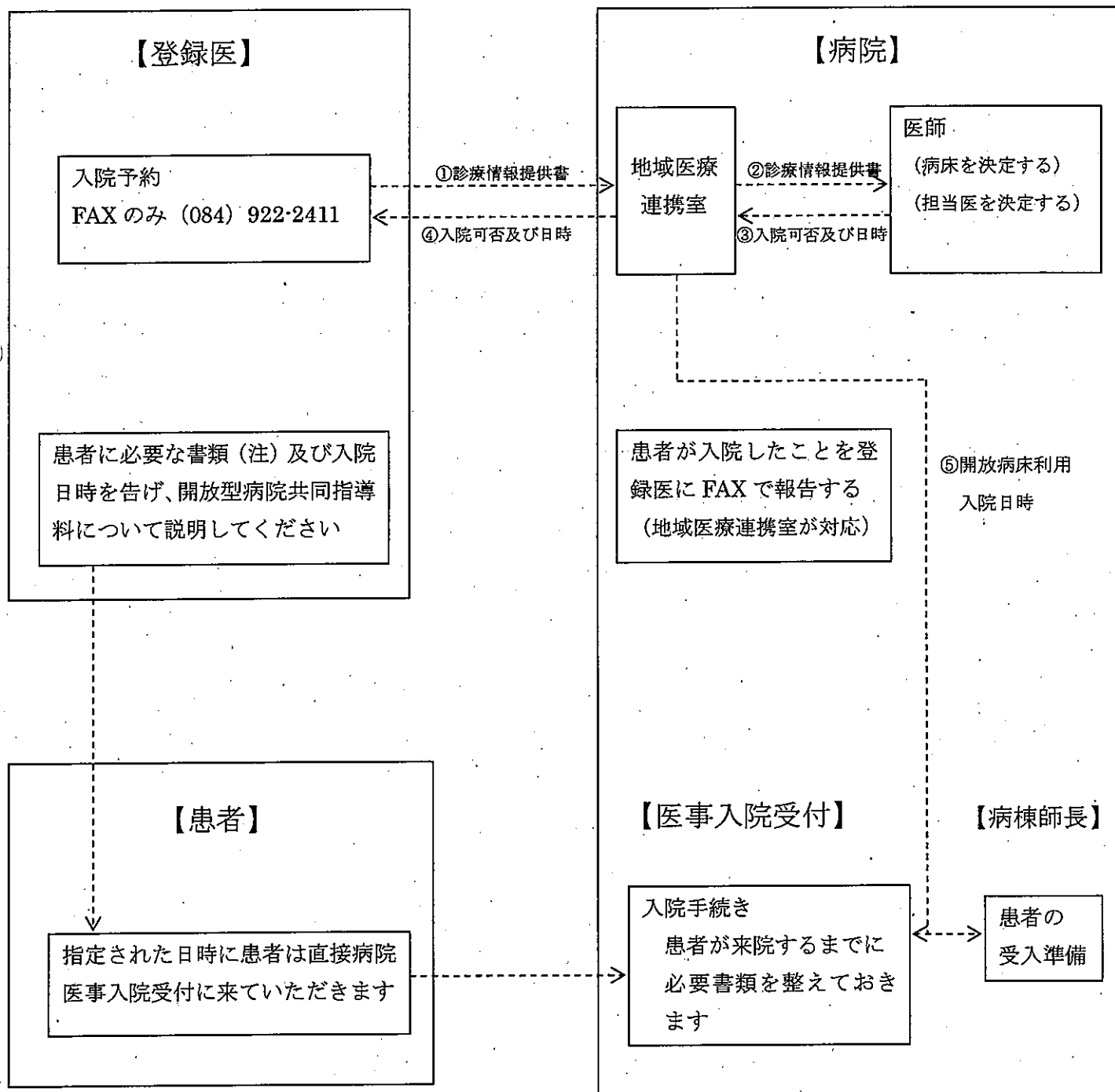
期 間 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

独立行政法人 国立病院機構
福山医療センター

院長 稲垣 優

入 院 手 順 図



(注) 入院時事務手続き上必要なもの

1. 診療情報提供書及び入院申込書
2. 保険証
3. 印鑑

出 勤 簿 (令和 年度)

登録医氏名 _____

[illegible]

開放型病院共同指導実施票

(令和 年 月分)

患者番号			
氏 名			
生年月日		性別	

保 険 資 格	
協会・組合	本人・家族
国保 後期	0割 1割
生保 原爆	2割 3割
老人・福祉・重症・原爆	

共同指導実施日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

令和 年 月 日 入院

令和 年 月 日 退院

登録医	先生
担当医	医師

指導実施回数	診療点数	支払決定額
回	350 点	¥

病名記入欄	診療開始日	病名記入欄	診療開始日
(1)		(6)	
(2)		(7)	
(3)		(8)	
(4)		(9)	
(5)		(10)	

開放型病院共同指導実施（令和 年 月分）を上記のとおり報告いたします。

登録医

殿

開放病床ご入院の皆様へ

福山医療センター院長

開放型病院共同指導料のご説明

ご入院に際して、紹介の先生から説明を受けられたと思いますが、当院では「開放型病院共同指導料」を毎月末に締め切り翌月初めに入院料等と同時に支払い頂くようになっております。(ただし、退院の際は退院日)

これは、皆様方を登録医（紹介医）の先生と当院の担当医が共同して診療及び指導を行った際において、法令の定めによって算定される指導料です。

ご不明な点がございましたら、医事入院受付で遠慮なくお尋ねください。

1日も早くご快方に向かわれることをお祈り申し上げます。

振込依頼書

貴院より当方への支払いは、下記金融機関に振込みくださるようお願い致します。

振込先 金融機関名	銀行 信用金庫
	本店
預貯金種別	普通 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義	

令和 年 月 日

住所

連絡先

氏名

印

独立行政法人国立病院機構福山医療センター院長 殿